

平成18年4月1日施行（規程第43号）  
平成24年4月1日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正  
令和3年5月27日一部改正

## 指定介護予防支援事業運営規程 (長岡市地域包括支援センターとちお)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人刈谷田福祉会が開設する長岡市地域包括支援センターとちお（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの主任介護支援専門員、保健師又は看護師、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「ご利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 センターの担当職員は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、そのご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、ご利用者の心身の状況やその環境に応じて、ご利用者の選択に基づき、また、ご利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
  - 3 事業の提供に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは、地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に行うものとする。
  - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支

援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う関係機関等との連携に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長岡市地域包括支援センターとちお
- (2) 所在地 長岡市栃尾泉419番地2

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、職員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの担当職員その他職員の管理、利用の申込に関する調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うものとする。

管理者は、基本的にその職務に従事する者とするが、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

- (2) 担当職員 1名以上(常勤)

担当職員の職種は、保健師(経験のある看護師)、社会福祉士、介護支援専門員または、高齢者保健福祉に関する相談業務等の3年以上経験のある社会福祉主事のいずれかとする。

担当職員は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日ただし、祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、事業を提供した場合

の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 事業の提供方法は、「長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」(平成 26 年長岡市条例第 50 号)第 32 条から第 34 条の規定に従って実施するものとする。
- (2) ご利用者の相談を受ける場所は、第 3 条に規定するセンター内又は自宅で行うものとする。
- (3) サービス担当者会議について
  - ア 開催場所は第 3 条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅で行うものとする。
  - イ サービス担当者会議の開催により、ご利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度等について
  - ア 提供開始月
  - イ 提供開始月の翌月から起算して 3 か月に 1 回
  - ウ サービスの評価期間が終了する月
  - エ ご利用者の状況に著しい変化があったときなお、ご利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により、ご利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等によりご利用者との連絡を実施する。
- (4) モニタリングの結果記録 少なくとも 1 か月に 1 回

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、長岡市(栃尾地域全地区)とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 担当職員は、ご利用者に対する事業の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村・ご利用者のご家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

第 9 条 センター及び担当職員は、保有する個人情報について、個人情報保護法及び関係法令、法人の関係規則・規程を遵守し、適正な運用・管

理に努めなければならない。また、退職等により、雇用関係が終了した場合においても同様とする。

- 2 センター及び担当職員が得たご利用者又はご家族の個人情報について、センターでのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供は、ご利用者及びご家族の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第10条 センターは提供した事業について、ご利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第11条 センターは、ご利用者に対する事業の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 指定居宅サービス事業者との連絡調整に関する記録

(2) 個々のご利用者ごとに、次に掲げる事項を記載した指定居宅介護支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ 評価の結果に関する記録

オ モニタリングの結果の記録

(3) 市町村への通知に関する記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

- 2 センターは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存する。

(非常災害対策)

第12条 センターは、火災、地震、風水雪害、その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 前項の防災訓練は、年2回以上実施する。

(暴力団等の排除)

第13条 センターは、事業の運営について、「新潟県暴力団排除条例」の基本理念にのっとり、暴力団員等から不当な行為を防止し、またこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 センターは、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 職員に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) ご利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターの担当職員は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上

2 センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する範囲や業務量について配慮するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長岡市、社会福祉法人刈谷田福祉会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成22年3月29日議決)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月22日議決)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月27日議決)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年5月20日議決)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年5月31日議決)

附 則

この規定は、令和3年6月1日から施行する。(令和3年5月27日議決)

第5条の1は、令和3年4月1日から適用する。(令和3年5月27日議決)